

# 各 論

## ＜各論の構成と見方＞

- ◎「施策の体系」に基づき、「施策分野」別に各章を構成しています。
- ◎各施策分野における「施策の方針」ごとに【現状と課題】と【施策の基本的方向性】を記載しています。
- ◎【現状と課題】を補足する資料として、本計画策定に先立って実施した障がい者等実態調査結果の中から、アンケート調査結果のグラフや、アンケート調査やヒアリング調査で寄せられた意見（当事者の声）を掲載しています。
- ◎【施策の基本的方向性】では、本計画の基本目標を実現するための今後の施策の基本的方向性を示しています。
- ◎施策の基本的方向性を具現化する関係事業等のうち主なものを【具体的取り組み】として表にまとめています。この表に掲載された事業等のうち、表中の「管理」欄に「○」を付けたものは、これらの事業等の実績や進捗を把握することによって、本計画の推進状況を点検・管理していく事業として考えているものです。

# 第1章 心のバリアフリーの推進【啓発・広報】

## 1. 啓発・広報活動の充実

### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらいきいきと生活することのできる共生社会の実現に向け、障がいのことを正しく理解し、障がい者の人権を尊重することが大切です。

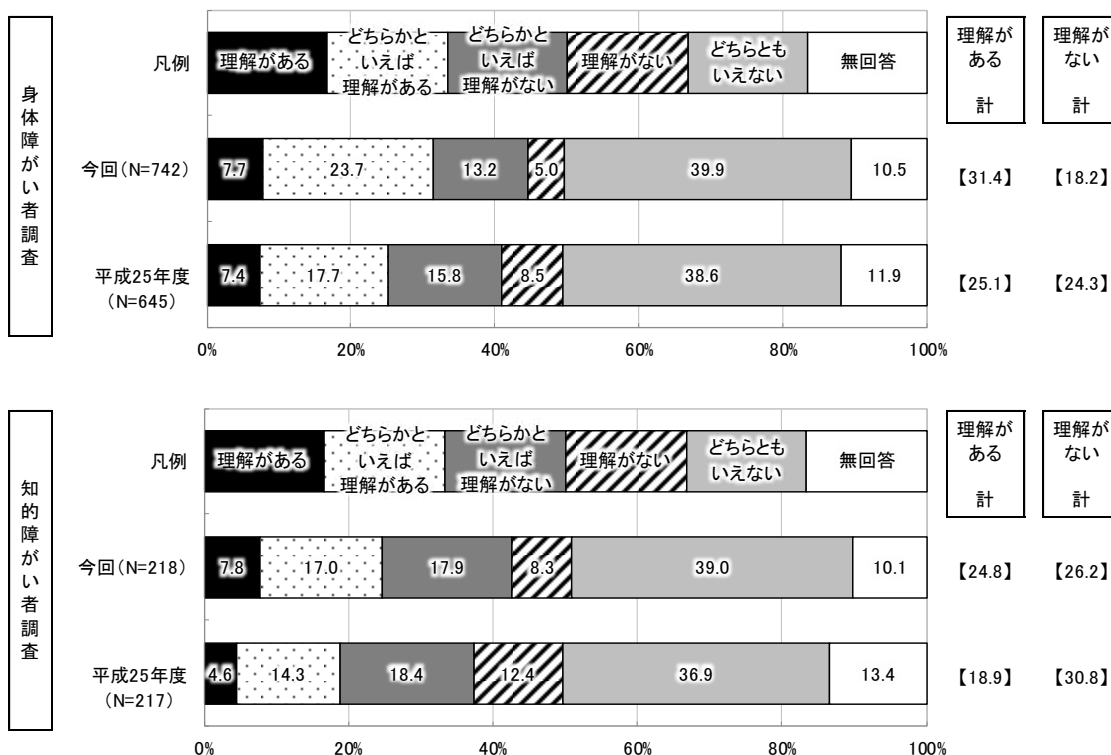
本市では、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例（平成30年4月）」等により、あらゆる差別のないまちづくりの実現に努めています。

一方、障がい者に対する市民の理解に関するアンケート調査結果を平成25年度と比較すると、すべての障がい種別で「理解がある」と回答した人の割合が「理解がない」と回答した人を上回りましたが、身体障がい者以外では、「理解がない」の割合が「理解がある」を上回っています。

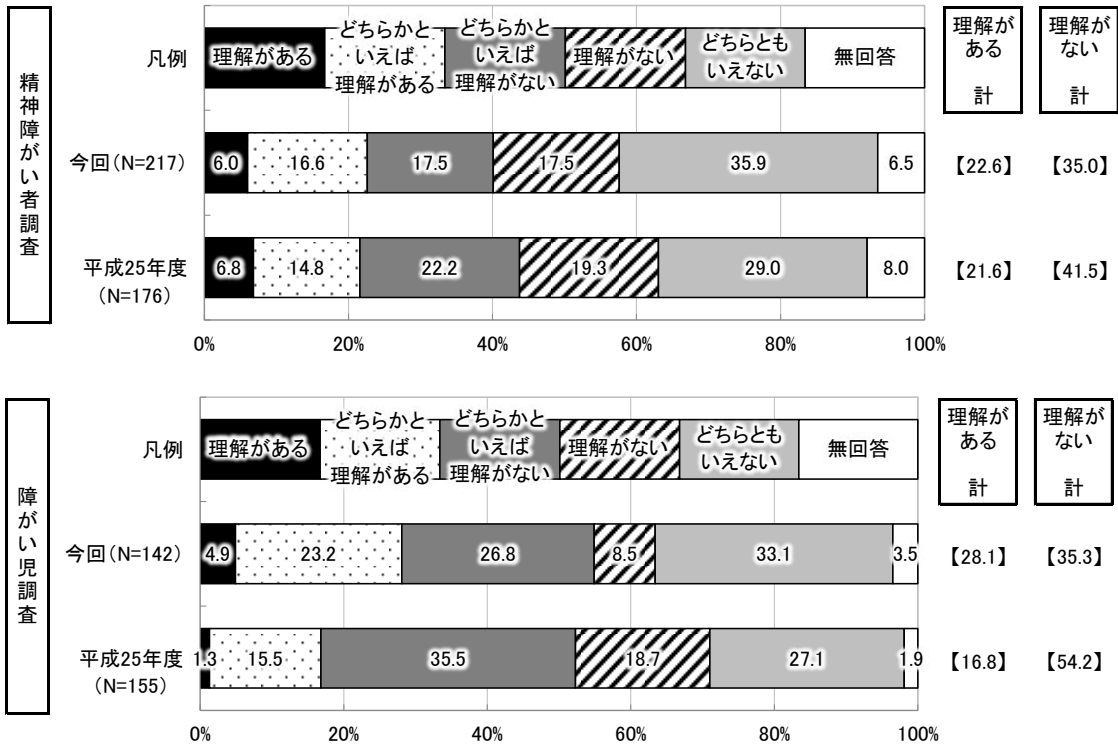
障がい者団体からのヒアリングにおいても、障がいの特性についての理解はまだ十分ではない状況もうかがえます。

よって、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、ともに支えあうことのできる「心のバリアフリー」を、今後一層推進する必要があります。

【障がい者に対する市民の理解度】



## 【障がい者に対する市民の理解度】



### ○市民の声

- ・特に精神、発達等の障がい特性については理解が進んでいないため、就学、就労、地域参加など様々な場面での受け入れが難しい状況にある。
- ・障がい者の支援団体は、それぞれいろいろな取り組みをされているが、そこに市民の参加を進めたり、色々な人たちが集まることで、理解が進んでいくのではないかと。

### 施策の基本的方向性

- 障がい者の人権や障がいの特性等について、広報紙などの各種媒体やイベント等の機会を活用して、より一層の啓発広報活動を展開し、「心のバリアフリー」を推進します。
- とりわけ、いまだに十分な理解が得られていないと考えられる精神障がい、発達障がいについて、関係機関と連携しながら、その特性や必要な配慮等に関する知識の普及に努めます。

## 具体的取り組み

### ※第3期で取り組んでいる具体的な事業

#### (1) 啓発・広報活動の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者週間＊を活用した啓発事業	「広報いいつか」において「障がい者週間」に関連する特集記事を掲載するとともに、市庁舎等に懸垂幕を設置し、市民への周知と意識づくりに努めます。	拡充	社会・障がい者福祉課	○
市民を対象とした各種啓発事業	障がい者団体等と連携しながら、障がい福祉に関する様々な問題についての講演会等を企画し、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。	新規	社会・障がい者福祉課	○
出前講座	関係機関等からの要望に応じて、障がい者問題や障がい者福祉施策等について情報提供する出前講座を実施します。	継続	社会・障がい者福祉課	
人権啓発冊子の発行	「人権いいつか」(年1回)・「人権いいつかぬくもり」(年6回)、等の啓発冊子を全戸配布し、障がい者の人権問題啓発の内容充実に努めます。	継続	人権同和政策課	
人権・同和问题啓発コーナーの設置	コミュニティーセンター内に「人権・同和问题啓発コーナー」を常設し、同和问题や障がい者問題等の様々な人権問題について啓発します。	継続	人権同和政策課	
人権問題講演会・研修会の開催	地区公民館など市民の身近な場所で、同和问题や障がい者問題をテーマとした講演会・研修会を開催します。	継続	人権同和政策課	

#### (2) 精神障がい者、発達障がい者等に対する理解促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい特性等に関する知識の普及啓発	広報紙や各種説明会等の機会を通じて、精神障がいや発達障がいの特性等に関する正しい知識を普及させることにより、市民の理解促進を図ります。	新規	社会・障がい者福祉課	○
関係機関との連携	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」等と連携して、精神障がいや発達障がいに対する正しい知識の普及啓発に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

## 2. ノーマライゼーションに関する理解の促進

### 現状と課題

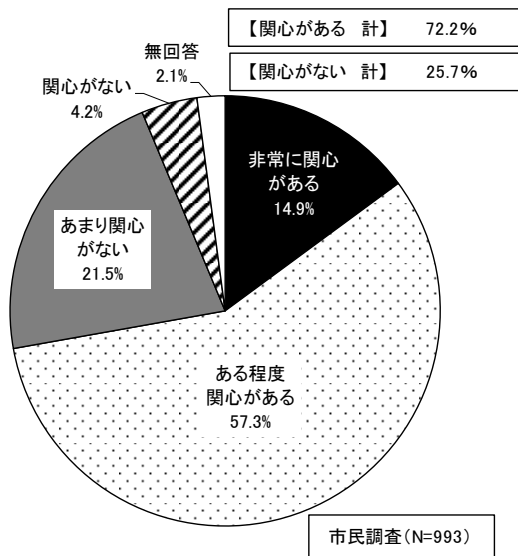
地域共生社会の実現のためには、障がい者などを特別視することなく、すべての人が同等に当たり前に生活できるような社会を実現するというノーマライゼーションの理念について、理解を進める必要があります。

市民が障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、障がい福祉に関する関心を高め、様々な機会を通じて障がい者と知り合い、交流やふれあいを持つことによって、お互いを理解し合うことが重要になります。

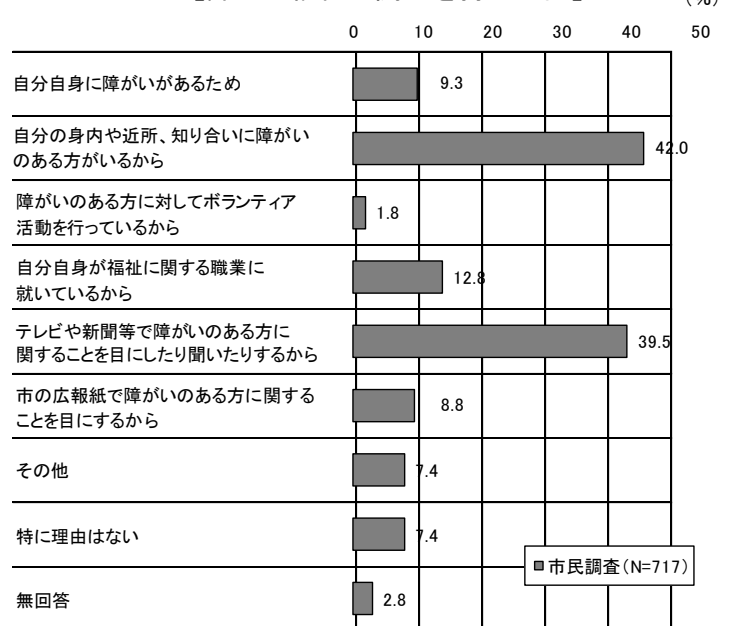
障がいのない市民を対象としたアンケート調査結果によると、「障がい者福祉に関心がある」と回答した人の割合は72.2%であり、その理由としては「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある人がいるから」「テレビや新聞等で障がいのある方に関することを目にするから」が多くなっています。

よって本市では、このようなふれあいの機会や交流を通じた相互理解を促進するため「みんなの健幸・福祉のつどい」をはじめとした交流機会の充実に努め、今後もこのような交流の場を確保していきます。

【障がい福祉への関心度】



【障がい福祉に関心を持つ理由】



## ○市民の声

- ・学校の授業で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒になり何かをやるような取り組みが必要。様々な特性のある子どもたちとふれあい、その経験が大人になったときに、少しでも記憶に残っていればいいと思う。
- ・小・中学校に障がい者関連の教育の時間を取ってほしい。ゲストティーチャー等で、障がいのある人と小・中学生の交流等の場があれば、障がい者の社会参加や共生社会実現の一助になると思う。
- ・市民・地域との関わりを進めるにあたり、市民とのふれあいの機会が欲しい。

## 施策の基本的方向性

- 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」や、障がいのある人もない人もともに生活ができるようにする「ノーマライゼーション」の理念についての啓発を推進します。
- 障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるため、学校における福祉教育の充実や地域における交流機会の拡大を図ります。

## 具体的取り組み

## ※第3期で取り組んでいる具体的な事業

### (1) 学校等における福祉教育の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
「総合的な学習の時間*」の活用	小・中学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉に関する教育を実施します。	継続	学校教育課	○
学習ボランティア派遣	学校や児童センター等からの要請に基づいて、障がい者とのつながり学習や障がい者問題、障がい者に関する学習活動等に対して、生涯学習ボランティアネットワーク事業に登録の指導者の中から学習ボランティアを派遣し、手話講習や障がい者問題・障がい者についての認識や理解を深める取り組みを行います。	継続	中央公民館	
「飯塚国際車いすテニス大会」観戦	小学生が「飯塚国際車いすテニス大会」を観戦し、選手やボランティアと交流する機会を提供し、交流を通じた障がい者への理解の促進を図ります。	継続	学校教育課	

### (2) 地域におけるふれあいの促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
みんなの健幸・福祉のつどい	障がい者を含む市民の交流の場、障がい者問題等に関する啓発広報や健康づくりに関する情報提供の場として、飯塚市社会福祉協議会や関係団体等と連携して「みんなの健康・福祉のつどい」を開催します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
飯塚国際車いすテニス大会への支援	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて、障がいのある人とない人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	拡充	社会・障がい者福祉課	○



## 第2章 差別の解消と権利擁護の推進及び虐待の防止【権利擁護】

### 1. 障がい者を理由とする差別の解消の推進

#### 現状と課題

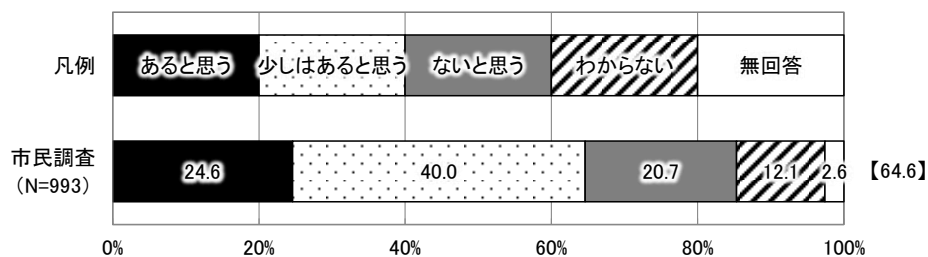
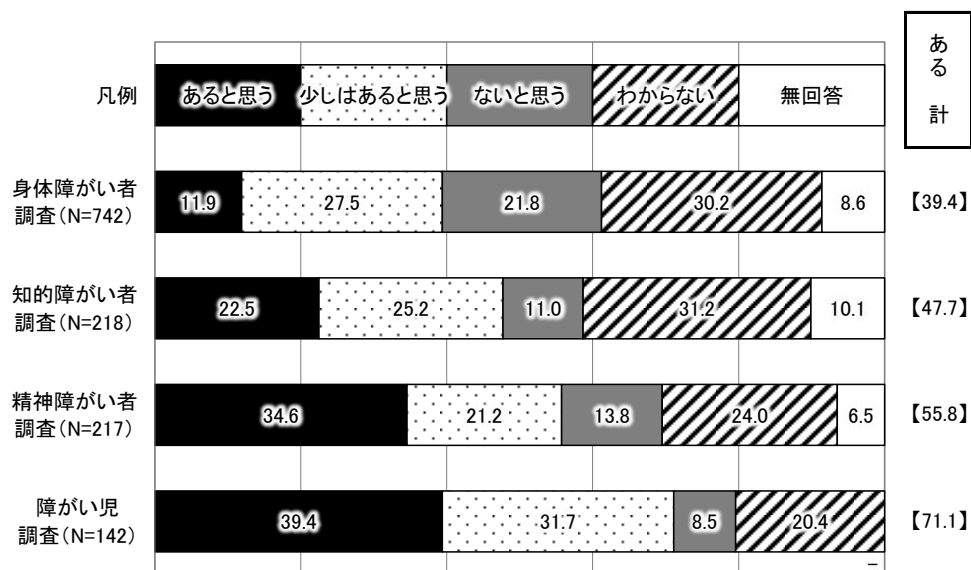
本市では、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」が制定され、平成30年4月1日から施行されています。

本市では、従前から同和問題地区懇談会をはじめとした様々な研修会活動や講演会活動を通じ、障がい及び障がい者への理解と差別の解消に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、障がい者に対するアンケート調査結果によると、障がい者への差別・偏見があると感じている人は、障がいの種別にかかわらず高い割合を占めており、中でも障がい児では71.1%に達しています。また、障がいのない市民に対するアンケート調査によると、差別や偏見があると感じている人は64.4%となっています。

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立や社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取り組みを進める必要があります。

【障がい者への差別・偏見の有無】



## ○市民の声

- ・障がい者や病気を持っている人たちが不便な思いをするのは、社会の側に理解がないからである。その啓発を進めないと、ずっと変わらないと思う。

## 施策の基本的方向性

- 障害者差別解消法の趣旨や目的に関する広報啓発を行い、あらゆる場面において不当な差別的取扱いの解消を図ります。
- 市の各種事務事業の実施にあたり、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行います。
- 障がい者差別解消の相談窓口として福岡県と連携しながら、その解決にあたります。

## 具体的取り組み

### ※第3期で取り組んでいる具体的な事業

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
差別解消のための 広報啓発	広報紙やホームページなど各種媒体を活用して、障害者差別解消法の趣旨に沿った広報啓発を行います。	新規	社会・障 がい者福 祉課	○

### 3. 合理的配慮及び障がい者理解の促進等

#### 現状と課題

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、公的機関や民間事業者を含む事業者は、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めることとされています。

本市では、社会・障がい者福祉課を中心に啓発活動を行ってきましたが、令和6年4月から民間事業所においても合理的配慮が義務化されることを踏まえ、これらの啓発活動を実施する必要があります。

今後、公的機関や民間事業者を含む事業者に対して、障がい者に関する理解を促進するための研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図る必要があります。

#### 施策の基本的方向性

○民間事業所等に対し、合理的配慮に関する研修の実施など、市役所を利用する障がい者の方々に対する合理的配慮の実施を徹底します。

#### 具体的取り組み

#### ※第3期で取り組んでいる具体的な事業

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
市職員に対する合理的配慮に関する研修の実施	市職員に対し、合理的配慮を含めた必要な配慮に関する研修を行い、窓口業務や問い合わせにおける障がい者への配慮を徹底します。			
市職員に対する障がい者対応マニュアルの活用	市職員の間で障がいに関する理解を促進するとともに、対応マニュアルを活用して窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	

## 2. 権利擁護の推進、虐待の防止

### 現状と課題

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

飯塚市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターの利用者数は年々増加しており、令和5年6月末現在で障がい者の権利擁護事業\*利用者数は80人、法人後見事業\*利用者数は3人となっています。こうした状況を受け、今後は「成年後見制度」など権利擁護のための制度の周知と利用促進を進めていく必要があります。

また、障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に伴い、本市では障がい者虐待防止センター\*を設置しています。障がい者虐待に係る通報等の件数は、令和3年度は9件、令和4年度は16件と増加しています。

虐待は障がい者に対する差別であるとともに、障がい者の権利を侵害するものです。障がい者があらゆる差別や偏見を受けることなくお互いの人権を尊重し合える地域社会づくりを進めていく必要があります。

### 施策の基本的方向性

- 障がい者に対する権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るための相談・支援体制を構築し、その利用促進を図ります。
- 障がい者虐待の防止に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、虐待を受けた障がい者及び障がい者の養護者に対する支援に取り組みます。
- 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度\*や権利擁護事業の周知を図り、利用促進に向けた取組みを進めます。

## 具体的取り組み

### ※第3期で取り組んでいる具体的な事業

#### (1) 権利擁護の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者虐待防止センターの運営	障がい者生活支援センターに併設された障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止に関する相談・支援を行うとともに、虐待を受けた障がい者やその養護者への支援、虐待防止のための広報啓発を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
権利擁護・成年後見制度の周知	飯塚市社会福祉協議会が実施している権利擁護センター事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理の支援等を行う。）や成年後見制度（判断能力が十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者等を保護・援助する制度。後見人等が本人に代わって財産の管理等を行う。）について、広報やガイドブック等への掲載、障がい者団体の会合や各種説明会等の機会を活用して情報提供を行います。	継続	高齢者支援課 社会・障がい者福祉課	
成年後見制度の基盤強化	今後利用の拡大が見込まれる認知症高齢者や知的・精神障がい者等の権利擁護を推進するため、従来の専門職に加え新たな担い手の育成とその活用を図ることで、成年後見制度の基盤強化を図ります。	新規	社会・障がい者福祉課	
成年後見制度の利用促進	成年後見制度を利用するために必要な申立て費用等を負担することが困難な方に対する助成や、申立てをする親族等がない場合の市長申立てなど、必要な方が適切に制度を利用できるように支援を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

## 2. 行政情報のアクセシビリティの向上

### 現状と課題

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行に伴い、可能な限り、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすることが求められています。

本市においては、アクセシビリティに配慮した公式ホームページを作成し発信するとともに、音訳された市報や点訳された行政文書の発送など、特に視覚に障がいのある人に対して、必要な情報が届くように配慮します。また、ホームページのほかにLINE、Twitter等のSNSを活用した情報の発信に努めます。

### ○市民の声

- ・（視覚障がい者）選挙公報の結果を知りたい。国政ではCDや点字の情報提供がある。
- ・（聴覚障がい者）私たちも毎年飯塚市と交渉して、手話を広げて欲しい、手話でやり取りできるよう変えてほしいとお願いはしているが、人材がいない、手話ができる人がいないということで困っている状況が続いている。

### 施策の基本的方向性

- 障がいがあることによる情報格差を生じさせないよう、行政文書の点訳や音訳など障がい特性に応じた必要な配慮を行います。
- 障がい当事者の意見を反映させながら、わかりやすい行政情報の提供に努めます。

# 第3章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

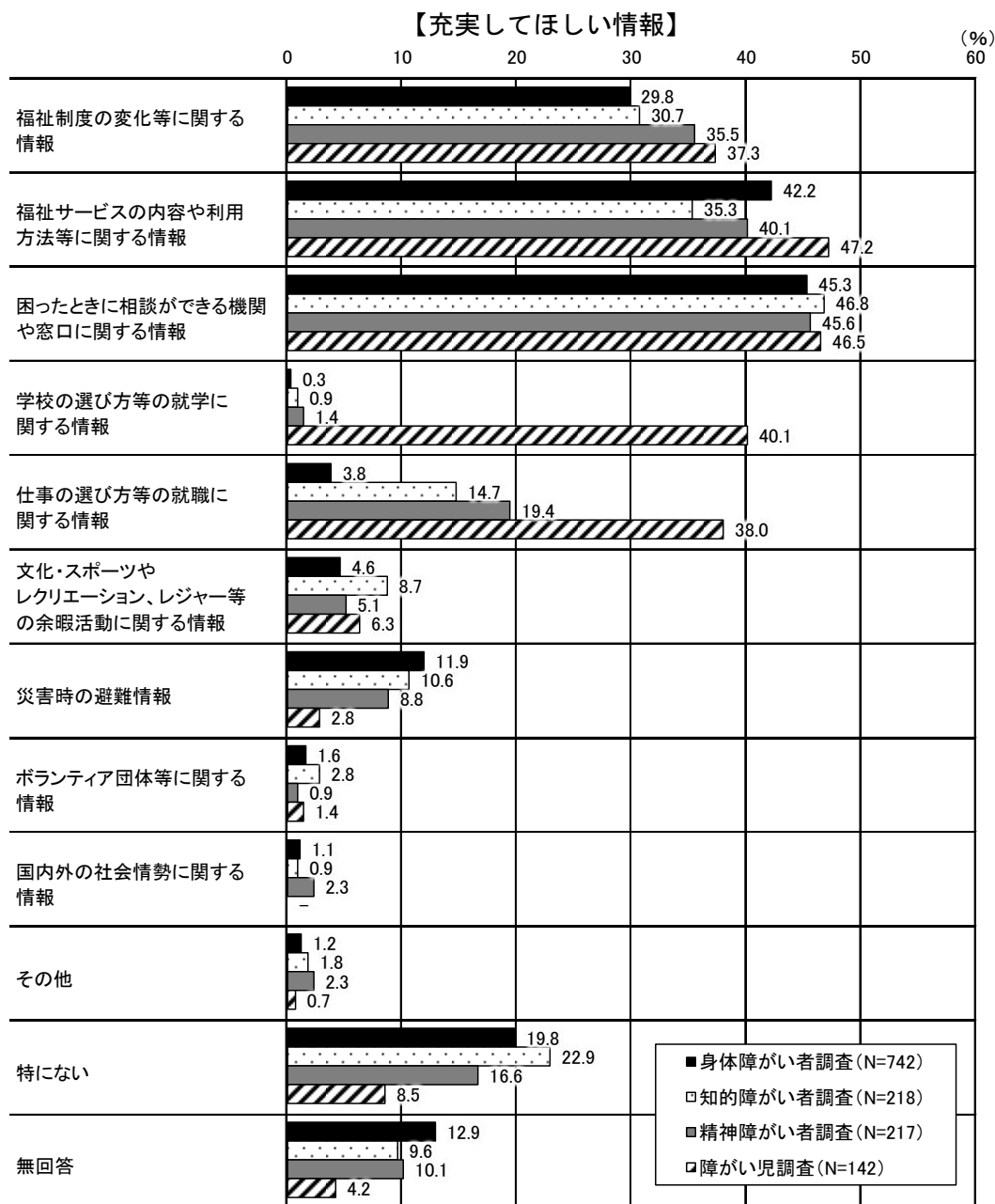
## 【情報アクセシビリティ】

### 1. 情報提供の充実等

#### 現状と課題

表現の自由、知る権利、情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。情報の取得・利用等の情報アクセシビリティの向上は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠です。

アンケート調査によると、今後充実してほしい情報として「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」を求める人が最も多くなっていることから、支援を必要としている人に適切に情報が行き届くよう、きめ細かな提供体制を整備することが必要です。



## ○市民の声

- ・情報を必要な人に届くよう積極的な対応を考えていただきたい。
- ・障がい者やその家族がサービスを利用しやすくするためには。サービスの中身をよく知ることだと思う。そのための周知が最も大切。

## 施策の基本的方向性

○障がい児・者等を対象としたガイドブック等を作成・配布し、福祉制度やサービス等に関する情報提供に努めます。

### 具体的取り組み

### ※第3期で取り組んでいる具体的な事業

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者ガイドブックによる情報提供	障がい者福祉に関する各種相談窓口や障がい者手帳、各種サービス等に関する情報をまとめたガイドブックを作成し、障がい児・者の生活に必要な情報の提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい児ガイドブックによる情報提供	障がい児の保護者等を対象に、各種相談窓口や福祉サービス等に関する情報をまとめたガイドブックを作成し、障がい児の養育に必要な情報の提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信	情報提供を希望する障がい者等の携帯・固定電話番号、メールアドレス、FAX番号等を登録し、災害や避難に関する情報を発信します。また、メールアドレスの登録が不要なエリアメールを利用して、避難勧告等の緊急情報を携帯電話へ発信します。	継続	防災安全課	

### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
社協情報テレフォンサービス	音訳ボランティアと連携して、各種情報をフリーダイヤルのテレフォンサービスにより提供します。	飯塚市社会福祉協議会



具体的取り組み

※第3期で取り組んでいる具体的な事業

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
行政文書等の点訳・音訳	各種通知等の行政文書の点訳・音訳による提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課 関係各課	
郵便物への点字テープラベル貼付	視覚障がい者が郵便物の中身を判別できるよう、封筒への点字テープラベル貼付を推進します。	継続	社会・障がい者福祉課 関係各課	
投票所における点字候補者名簿の整備	選挙等の投票所において点字による候補者名簿を整備し、視覚障がい者が円滑に投票できるようにします。	継続	総務課	
「声の広報」の発行	音訳ボランティアとの連携により「広報いづか」を音訳して希望者に提供するとともに、利用拡大のための周知に努めます。	継続	情報推進課 社会・障がい者福祉課	○
手話通訳者の配置	障がい福祉担当窓口到手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者への情報伝達、意思疎通を支援します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市職員を対象とした手話研修	市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を開催します。関係団体等に講師を依頼し、公募による市民参加者と合同で行うなど、市民・関係団体との協働に努めます。	継続	人事課	○

### 3. 意思疎通支援の充実

#### 現状と課題

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行に伴い、可能な限り、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすることが求められています。

障がい者が必要な情報を円滑に取得・利用するとともに、司法手続きの場などにおいても自らの権利を行使できるよう、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

本市では、手話奉仕員や音訳ボランティア、点訳ボランティアなど、様々なボランティアを育成しています。引き続きボランティアの育成とその活動を支援します

#### ○市民の声

- ・（聴覚障がい者）市役所に行っても手話通訳者がいないときはコミュニケーションができない。筆談をしてほしいと言われるが、ろうで手話を使っている人は、日本語とは別の言語である“手話”で生活しているので、日本語の文章を見せられても意味が分からない。

#### 施策の基本的方向性

○障がい者が自らの意思を表示し、円滑に権利を行使することができるよう、当事者の意見を反映させながら、個々の障がい特性に応じた意思疎通手段を確保することに努めます

#### 具体的取り組み

#### ※第3期で取り組んでいる具体的な事業

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣について、利用者の意見を反映させながら利便性の向上に努めます。	拡充	社会・障がい者福祉課	○
日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の利用促進	活字文書読み上げ装置や情報・通信支援用具等、情報の取扱いや意思疎通を支援する日常生活用具の周知を図り、利用促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
手話通訳者の配置（再掲）	障がい福祉担当窓口到手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者への情報伝達、意思疎通を支援します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市職員を対象とした手話研修（再掲）	市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を開催します。関係団体等に講師を依頼し、公募による市民参加者と合同で行うなど、市民・関係団体との協働に努めます。	継続	人事課	○